

## 社会福祉法人すぎな役員報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すぎな（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬等について定めるものである。

### (定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員会委員をいう。

### (報 酬)

第3条 理事長を含む役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人及び施設の運営のために業務にあたったときは、次のとおり日当を支給する。

1日 4時間未満 5,000円＋源泉税相当額

1日 4時間以上 10,000円＋源泉税相当額

2 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

3 各役員において、施設、本部事務局の職を兼務する者には第一項は適用しない。

### (報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、現金にて次のとおり支払う。

各役員についての報酬は会議、業務ごとに現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉徴収税額を控除した額を支払う。

### (費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### (出張旅費)

第6条 出張に係る費用については、法人の旅費規程に準じる。

### (改 正)

第7条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人すぎな理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

この規程は、平成29年6月20日から施行する。